明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第10面）

記載要領

第１面

１　「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
　なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「平成27年改正法」という。）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業（以下「旧特定労働者派遣事業」という。）に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　６欄及び７欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時、平成27年９月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間（第１面の８欄をいう。以下同じ。）末日）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。
６欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者を指すこと。

４　８欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。　○

５　10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の３第２項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。

６　11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、１を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の１を○で囲むこと。　▷

７　12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

Ⅰ 年度報告

第２面

１　（１）欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。　○

２　（１）欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の２第１項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。

３　（１）欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の４第１項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。

４　（１）欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

５　（１）欄の「通算雇用期間が１年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が１年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が１年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が１年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に１年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して１年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して１年以上である派遣労働者をいうこと。